

役員報酬等規程

社会福祉法人 向会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人向会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・評議員・監事・評議員選任及び解任委員・顧問をいい、旅費とは、交通費及び宿泊費をいう。

(役員報酬)

第3条 理事長及び常務理事の報酬は評議員会において、業務及び執務の内容を勘案し決定する。

2. 理事長の報酬は(別表-1)、常務理事の報酬は(別表-2)により毎月支給する。
3. 理事長及び常務理事以外の役員報酬は「別表-3～4」とし、必要に応じ評議員会において決定し、支給する。

(理事長の業務)

第4条 理事長は定款細則に記載されている事項の業務を遂行する。

2. 理事長は運営会議・各事業所の職員会議等に出席し、意見を述べ、決議する。
3. 理事長は週1～2回朝礼等に参加し、施設状況を把握する。
4. その他必要に応じ随時対応する。

(常務理事の業務)

第5条 定款細則に記載されている理事長業務の補佐及び常務理事欄に記載されている事項及び職務権限を遂行する。

2. 常務理事は運営会議・各事業所の職員会議等に出席し、意見を述べることができる。
3. 常務理事は週1～2回朝礼等に参加し施設状況を把握する。
4. その他必要に応じ随時対応する。

(役員会出席の報酬等)

第6条 役員が理事会・評議員会・監査・経営指導等に出席したときは、(別表-3)の報酬を支給する。

(業務出張旅費等)

第7条 役員が法人及び施設の公務のために出席し、その業務に当たったときは、(別表-4)の旅費及び報酬を支給する。

2. 旅費は原則として任務終了時支給するが、必要に応じて概算金額を受領して、帰任後精算することができる。

(役員功労退職金及び役員功労金)

第8条 常勤役員・常勤と同程度の業務を遂行した役員及び当法人の設立など多大な貢献をした役員には、その功績に応じて役員功労退職金及び役員功労金を支払うことができる。

2. 支給基準は、対象役員の在任期間1年を10,000円と換算して、上限を200,000円とする。

(報酬及び費用の支払い方法)

第9条 本規程の第3条、第6条、第7条、第8条の各号に規定する報酬、費用、退職金等は現金払いにて本人に支給する。但し、本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

(付 則)

1. この規程は、平成15年4月1日から実施する。
2. この規程は、平成28年4月1日から実施する。
3. この規程は、平成29年3月31日から実施する。
4. この規程は、平成30年6月16日から実施する。
5. この規程は、令和2年3月28日から実施する。
6. この規程は、令和2年12月1日から実施する。
7. この規程は、令和3年11月1日から実施する。
8. この規程は、令和4年11月26日から実施する。

(別表－１) 理事長報酬

金額	区分	支払要件方法
800,000 円	月額	各月 26 日金融機関指定口座に支払う。

(別表－２) 常務理事報酬

金額	区分	支払要件方法
640,000 円	月額	各月 26 日金融機関指定口座に支払う。

(別表－３) 理事・評議員・監査・顧問の報酬

金額	区分	支払要件方法
15,000 円	1 回	その都度本人に現金で支払う。 但し、本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。
実費		その他関連費用

(別表－４) 業務出張費

交通費	宿泊費	日当	その他
実費	実費	10,000 円	実費